

議案第9号

城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出
(2025年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和48年城陽市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。</p>

以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。))のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。))のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 城陽市職員の育児休業等に関する条例(平成4年城陽市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(部分休業の承認) 第20条 略 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉	(部分休業の承認) 第20条 略 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉

に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 略

に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 略

附 則

この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和48年城陽市条例第3号）及び城陽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年城陽市条例第8号）について所要の改正を行いたいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 略

2～4 略

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

参考資料

城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び城陽市
職員の育児休業等に関する条例の一部改正条例要綱

1 主な改正内容

子を養育する職員のうち、所定労働時間を超えた勤務の禁止を
請求できる職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から小学校
就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大する。

2 施行期日

令和7年（2025年）4月1日